

法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託仕様書

1 目的

本市の事務に関連する法令、例規等を迅速かつ的確に検索でき、例規の立案及び審査を効果的かつ効率的に支援するためのシステムを導入し、及び保守し、並びに本市の例規の制定改廃情報を更新し、及び管理することを目的とする。

2 業務名

法制執務支援システム提供及びデータ更新業務委託

3 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(契約日の翌日から令和9年3月31日まではシステム導入に係る準備期間とする。)

4 提供するシステム、サービス等の基本構成

次のとおりとし、システムの詳細は、別紙「システム機能要件」に示すとおりとする。

(1) 例規データベース維持更新

ア 例規検索システム(同時10アクセス以上)

イ 例規立案支援・審査システム(同時10アクセス以上)

ウ 法令検索システム(同時5アクセス以上)

エ 判例検索システム(同時1アクセス以上)

オ データ更新業務(年12回とし、更新期限は、原議データの引渡し後、原則として1か月以内とする。)

【参考】年間更新件数約330件(直近5年間平均)

カ データ維持業務(現行例規、過去例規、廃止例規及び原議)

キ ホームページ公開用(HTMLデータ)例規集の作成及び更新

(2) 法令改廃情報及びそれに伴う例規整備情報の提供

法令の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体への影響や例規整備情報を随時提供すること。

(3) 独自提案

提案見積額の範囲内において、仕様書に記載されているもの以外でシステムの使いやすさ、業務の効率化、法制執務能力の向上その他の業務の目的に資する独自提案がある場合は、提案を行うこと。

5 例規のデータ構築について

(1) 構築対象

ア 現行例規及び廃止例規

(ア) 例規検索システムの供用開始時点において、令和9年1月1日内容現在で構築すること(現行例規約1,200件、廃止例規約500件)。

(イ) 現行例規については、別紙「システム機能要件」1例規データベース維持更新のうち(1)例規検索システムに掲げる機能を満たすこと。

イ 過去例規

(ア) 平成17年1月1日から平成28年10月5日までの例規（以下「過去例規」という。）を掲載すること（過去例規約44, 500件）。

(イ) 過去例規については、閲覧及び検索ができること。

ウ 原議

例規ごとに施行日単位で原議を閲覧できること。（原議約5,000件）

(2) データの提供

電子データを市が提供する。

(3) データ構築に係る費用

システム導入に際し、データ移行作業等が必要な場合は、受託者の負担によるものとする。

6 システムの提供形態、性能等

(1) 次の表の左欄に掲げるシステム分類の区分ごとに右欄に掲げる提供形態であること。

システム分類	提供形態
例規検索システム	インターネット上に設置された受託者が管理するサーバにて機能を提供するもの（以下「インターネット方式」という。）
例規立案・審査システム	
ホームページ公開用例規集データ	
法令検索システム	
判例検索システム	
提案に伴うシステム	

(2) システムの提供形態はクラウド方式とし、委託者側でのサーバ管理は一切不要とする（ホームページ公開用を含む。）とともに、IPアドレスの認証等により委託者関係機関以外のアクセスを制限すること（ホームページ公開用例規集を除く。）。

(3) サーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること。

(4) サーバ等を設置する施設は、日本国内にあり、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。

(5) サーバールームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

(6) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

(7) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

7 那須塩原市クライアント環境

項目	要件
----	----

OS	Windows 11及びこれ以後のものに対応
ブラウザ	Microsoft Edge又は Google chromeに対応
OAソフト	Microsoft 365及びこれ以後のものに対応 Adobe Acrobat Reader

8 システムの導入・保守等について

(1) システムの導入

ア システムの導入については、業務に支障がないよう考慮した計画を受託者が策定すること。

イ ソフトウェア等のインストール（バージョンアップを含む。以下同じ。）については、業務に支障がないよう考慮した計画を受託者が策定すること。

ウ 導入システム及びインストールしたソフトウェア等について、クライアント環境で支障なく動作することを確認すること。

(2) システムの通常保守

ア システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。

イ システムの保守その他本業務全般に係る問合せに対し、迅速かつ適切に対応ができる専用部署又は担当者を設置すること。この場合において、電話又はメールにて対応できること。

問合せへの対応時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急性の高いものはこの限りでない。

ウ 異常発生時は、原則として、受託者が午前中に連絡を受けたときは当日の午後5時までに、午後に連絡を受けたときは翌営業日の正午までに異常解消のための作業に着手すること。ただし、緊急性を要する場合及び委託者からの指示がある場合は、この限りでない。

エ 各システムの基本的な機能のバージョンアップについては、提案見積額の範囲内において提供すること。

(3) システムの特別保守

システムの導入又は利用に当たり、(2)の示す通常保守以外に特別の保守を要する可能性がある場合は、提案の際に本市に説明すること。このとき説明のないものについては、通常保守の範囲として対応すること。

(4) システム操作サポート等

ア 提案見積額の範囲内において、職員を対象にした操作研修会を毎年度1回以上計画的に実施すること。

イ アの規定にかかわらず、提案見積額の範囲において、システム導入時に、全職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。この場合において、使用するシステムは研修用に用意したものでも可能とする。

ウ システムの操作方法について問合せ窓口を設置し、操作の説明を行うこと。また、本市からの問合せ回数に制限を設けないこととし、問合せへの対応時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ システムに関する操作説明書（ヘルプ）をオンライン及び電子データで提供するこ

と。

- (5) 業務全般におけるフォローアップ（業務を実施する企業としての姿勢）

システム導入後においては、業務全般を通して本市における課題や問題点の把握に努め、他自治体の情報の提供その他のその解決に必要な支援を積極的に行うこと。

9 支払条件 各年度1回払（各年度業務完了検査合格後の一括払い）

10 その他

- (1) 例規集データベース化の作業により作成されたデータに係る著作権は、本市に帰属すること。

- (2) 業務の遂行に際して知り得た本市の情報は、本市の許可なくほかの用途に転用してはならない。契約終了後も同様とする。

また、情報セキュリティの取扱いについては、本市のセキュリティポリシーに準拠すること。

- (3) 本事業の実施に当たり、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (4) 履行期間終了に伴い受託者が変更となる場合、変更前の受託者は、変更後の受託者に対してシステム移行に係る例規データその他の必要なデータを次期履行期間開始前までに無償で提供することに関し承認するとともに、スムーズにシステムが移行できるよう市及び変更後の受託者に対し最大限の協力をを行うこと。

- (5) 受託者は、本仕様書のほか、本業務の契約候補者選定に係るプロポーザルを実施した際に提出した企画提案書等の内容に従い本業務を履行すること。

- (6) 本プロポーザルにおけるプレゼンテーションの際、主に説明を担当した者は、本業務の主要な担当者として契約締結後も引き続き従事すること。

11 担当課

総務部 総務課

(別紙)

システム機能要件

次の機能及びサービスを満たすこと。ただし、詳細な機能については、提案によるものとし、仕様を上回る機能等がある場合は、提案書に記載すること。

1 例規データベース維持更新

(1) 例規検索システム

ア 同時閲覧機能 同時に10人以上のアクセスができる。

イ 例規検索機能として次の機能を有するものとする。

(ア) 例規検索機能 用語、五十音、年月日、種別、番号、所管課等から検索できる。

(イ) 施行時点検索機能 指定した年月日時点で施行されている例規を検索できる。

(ウ) 引用条文リンク機能 表示された条文から、引用法令、他例規、例規内の別表、様式等に表示を移動できる。

(エ) 条文一覧表示機能 検索により該当した条文を一覧表示できる。

(オ) 出力機能 例規全文、選択した条項号、様式、別表等をMicrosoft 365のWordで編集可能なファイル形式(以下「Word形式」という。)によるダウンロード及び印刷ができる。

(カ) 他自治体例規検索機能 用語、種別、自治体名等から他自治体の例規が検索できる。

ウ 原議管理機能として次の機能を有するものとする。

(ア) 検索機能 用語、年月日等から検索できる機能

(イ) 本文表示機能 原議本文をHTML形式で表示し、Word形式によるダウンロード及び印刷ができる機能

(2) 例規立案支援・審査システム

例規立案支援・審査機能として次の機能を有するものとする。

ア 同時操作機能 所管ごとにIDを割り当てるものとし、同時に10人以上のアクセスができる。

イ 条文編集機能 新規制定の例規案の取込みができる。

ウ 新旧対照表生成機能 新旧例規を左右に反映した対照表を本市が指定する体裁で自動生成でき、かつ、Word形式によるダウンロード及び印刷ができる。

エ 原議生成機能 本市が指定する体裁で原議を自動生成でき、かつ、編集、Word形式によるダウンロード及び印刷ができる。

オ 審査機能 例規案作成において、法令(省令及び規則を除く。)の制定及び改正の例並びに法制執務詳解その他例規審査における参考書籍の記載に基づき構造、日本語表記、引用等について、点検及び審査ができる。

(3) 法令検索システム

法令検索機能として次の機能を有するものとする。

また、法令のデータは、法令の制定改廃に合わせて、随時更新を行うものとする。

ア 同時閲覧機能 同時に5人以上のアクセスができる。

イ 全法令収録機能 現行の全法令(法律、政令、規則、省令及び主要な告示)を収録し、条項単位でダウンロード及び印刷ができる。

ウ 検索機能 用語、五十音、年月日、種別、番号等から検索できる。

(4) 判例検索システム

判例検索機能として次の機能を有するものとする。

また、判例のデータは、随時更新を行うものとする。

ア 判例収録機能 公式判例集等に掲載された判例を検索及び閲覧ができる。

イ 検索機能 用語、事件番号等から検索できる。

(5) データ更新業務

ア 市が提供する原議データに基づき、受注者が更新を行うものとする。

イ 更新回数 年12回とし、必要に応じて随時更新を行うものとする。さらに、本市が指示する例規については、優先してデータ更新作業を行うものとする。

ウ 更新期限 原議データの引渡し後、原則1月以内とする。ただし、入稿の繁忙期については、総務課と協議の上、決定することとする。

(6) データ維持業務

ア 現行例規、過去例規、廃止例規及び原議について、全てバックアップを取るものとする。

イ データベースの更新をしたときは、更新を反映した例規データベースの全ての例規を収録したCD-ROM1枚を、追加の費用なしで提供するものとする。

(7) ホームページ公開用（HTMLデータ）例規集の作成及び更新

ア 市ホームページを介し、受注者のサーバへのリンク等により那須塩原市例規集の閲覧ができるものとする。

イ 体系、五十音等から検索でき、及び様式のダウンロードができるものとする。

ウ データベースの更新に合わせ、原則年12回更新し、必要に応じて随時更新するものとする。

エ ホームページ用データ及びシステムからの出力データの著作権は、市に帰属するものとする。

2 例規整備情報提供

法律の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体事務への影響が記載された情報や例規整備情報を随時提供するものとする。

3 追加提案

仕様書に記載されていない機能で、業務の効率化又はシステムの使いやすさにつながる機能があるときは、提案を行うこと。